

処分基準

平成20年2月6日作成

法令名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（8－6）
根拠条項	第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第1項
処分概要	自動車の使用制限命令
原権者（委任先）	千葉県公安委員会
法令の定め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第4条の規定により読み替えて適用される道路交通法施行令第26条の7（自動車の使用の制限の基準）
処分基準	使用制限の期間の基本量定については、違反行為関係累計点数、前歴の回数及び車種に応じ、別添に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。
問い合わせ先	交通部交通指導課 電話043－201－0110
備考	

別添 処分量定の基準

前 歴	累積点数 車 種	2 点又は 3 点	4 点又は 5 点	6 点から 8 点	9 点以上
な し	大 型 車 等			3 0 日	4 5 日
	普 通 車			2 0 日	3 0 日
	二 輪 車 等			1 0 日	1 5 日
一 回	大 型 車 等		3 0 日	4 5 日	6 0 日
	普 通 車		2 0 日	3 0 日	4 0 日
	二 輪 車 等		1 0 日	1 5 日	2 0 日
二 回	大 型 車 等	3 0 日	4 5 日	6 0 日	7 5 日
	普 通 車	2 0 日	3 0 日	4 0 日	5 0 日
	二 輪 車 等	1 0 日	1 5 日	2 0 日	2 5 日
三 回 以 上	大 型 車 等	4 5 日	6 0 日	7 5 日	9 0 日
	普 通 車	3 0 日	4 0 日	5 0 日	6 0 日
	二 輪 車 等	1 5 日	2 0 日	2 5 日	3 0 日

注 1 : 「大型車等」とは、大型自動車、中型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。

2 : 「普通車」とは、普通自動車をいう。

3 : 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。